

関係機関各位

福岡県建築都市部都市計画課長

令和5年度第1回福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会の開催について（通知）

被災宅地危険度判定制度の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度第1回福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会を別紙のとおり開催しますので、貴所属職員及び会員に周知していただきますようお願いいたします。

被災宅地危険度判定は、大規模な地震や豪雨による宅地の崩壊等による二次災害を防止し安全を確保するための重要な任務です。近年、災害が頻発している状況におきましては、判定士の確保は必要不可欠です。

貴所属に、判定士資格要件に該当する方で、未登録の方がおられましたら、積極的に参加されますようご配慮をお願いします。

なお、講習会の参加に当たりましては、下記によりお申し込みください。

#### 記

- 1 お申し込みは、原則として、福岡県のホームページ「ふくおか電子申請サービス」を利用し、入力により行ってください。

#### ホームページ

- (1) 福岡県のホームページで 「電子申請」で検索する。
- (2) 「ふくおか電子申請サービス」をクリックする。
- (3) 申請先の選択で、「福岡県」を選ぶ。
- (4) 「被災宅地」で検索する。

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=003715&shinseiEdaban=01>

2 必要書類の添付が難しいなどにより、やむをえず、電子申請サービスを利用されない場合は下記の書類を、郵送、使送又は直渡しでお申し込みください。

なお、①②の入力のみ電子申請サービスを利用し、添付書類は別途送付されても結構ですが、その場合は、添付書類の上部に「電子申請済み」と明記してください。

#### <書類>

- ① 受講申込書
- ② 被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）
- ③ 被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式第2号）  
資格要件を証明する書類
- ④ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第3号）
- ⑤ 写真2枚（6か月以内に撮影した無帽・正面・上半身・無背景の縦3cm×横2cmの写真とし、裏面に所属・氏名を記載してください。）  
（上記③及び④については、いずれか該当する方を提出してください。）

#### 2 申込期限

令和5年9月29日（金）必着

#### 3 申込先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県建築都市部都市計画課 開発第一係  
担当：田代、武田 ([tashiro-j1198@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:tashiro-j1198@pref.fukuoka.lg.jp))  
Tel 092-643-3715 / Fax 092-643-3716

#### 4 その他

- (1) 本講習会は、新規登録者を対象としています。
- (2) 定員に達した場合には、お断りする場合があります。（定員150名）
- (3) 判定士の要綱等は、被災宅地危険度判定連絡協議会のHPからダウンロードできます。

<https://www.hisaitakuchi.jp/download.html>

- (4) これまでに講習会を受講し登録をしたが、有効期限が切れている方につきましては、今年度、別途、再登録のご案内を予定しておりますので、その際は、手続きをお願いいたします。

令和5年度第1回福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会開催要領

- 1 主 催 福 岡 県
- 2 開催日時 令和5年10月19日(木)  
受付 : 13:30~14:00  
講習会 : 14:00~16:40
- 3 会 場 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所 3階 大集会室  
※ 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 4 講 師 公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会
- 5 次 第 講習会  
14:00 ~ 14:05 開会挨拶  
14:05 ~ 14:30 被災宅地危険度判定制度及び登録手続きについて  
14:30 ~ 16:20 被災宅地危険度判定技術及び判定士の実務について  
16:20 ~ 16:30 質疑応答  
16:30 ~ 16:40 閉会挨拶
- 6 対 象 者 福岡県内の官公庁又は民間企業に勤務されている方
- 7 そ の 他 令和5年度においては、講習会を2回開催します。  
第2回は令和6年1~3月頃福岡市で開催を予定しています。  
日時や会場の詳細については、後日、ご案内いたします。
- 8 事 務 局 福岡県建築都市部都市計画課 開発第一係  
担当 : 田代、武田 ([tashiro-jl198@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:tashiro-jl198@pref.fukuoka.lg.jp))  
Tel 092-643-3715 / Fax 092-643-3716

## 福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会

### 受講申込書

福岡県知事 殿

わたくしは、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、下記のとおり、福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

開催日時 令和5年10月19日（木） 受付13:30～ 開始14:00  
 開催会場 北九州市小倉北区城内1番1号  
 北九州市役所 3階 大集会室

#### 記

ふりがな			生年月日	年	月	日	
申請者氏名							
居住地	〒						
						電話番号	
勤務先	所在地	〒					
						電話番号	
	名称 部署						
メールアドレス							

被災宅地危険度判定士として認定登録を希望する方は、以下の該当する欄にそれぞれ○を記入してください。

●被災宅地危険度判定士資格要件

1	福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号該当	
2	福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第2号該当	
3	福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第3号該当	
4	福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第4号該当	

●認定登録を希望する住所

1	居住地住所を希望する	
2	勤務先所在地を希望する	

※受講修了証には、○を記入した住所が記載されます。

「福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会受講申込書」記入上の注意

- 1 「受付番号」欄以外の全ての欄に記入してください。
  
- 2 被災宅地危険度判定士として認定登録を受けようとする方は、この受講申込書と同時に「被災宅地危険度判定士登録申請書」一式を提出する必要があります。
  
- 3 各欄の記入手順
  - (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。  
「生年月日」欄には、西暦で記入してください。
  - (2) 「居住地」欄には、住所登録等の有無に関係なく、現在、あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としており、連絡を取ることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡が取れる番号を記入してください。携帯電話可。
  - (3) 「勤務先」欄には、現在、あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名及びその所在地を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実に取れる番号を記入してください。
  - (4) 「メールアドレス」欄には、連絡が最も確実に取れるものを記入してください。
  - (5) 「判定士資格要件」は、被災宅地危険度判定士として認定登録ができる資格の該当する欄に○を記入してください。  
なお、資格要件の二つ以上に該当する場合は、あなたが適当と考える資格要件を一つだけ選択し、記入してください。
  - (6) 「認定登録を希望する住所」は、あなたの「居住地」又は「勤務先所在地」のいずれかを選んで、該当する方に○を記入してください。「居住地」と「勤務先所在地」と異なる都道府県にある場合には、ここで希望した都道府県に登録されます。  
また、講習会の終了後に交付される「福岡県被災宅地危険度判定士講習会受講終了証」には、ここで希望した住所が記載されます。

写真貼付  
縦3cm  
横2cm  
裏面に所属  
氏名を記載

被災宅地危険度判定士登録申請書

申請日 年 月 日

福岡県知事 殿

わたくしは、福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項に該当し、第10条に規定する講習会を修了したので、宅地判定士の登録を申請します。

ふりがな		生年月日	年	月	日
申請者氏名					
住所		〒			
		電話番号			
勤務先	住所	〒			
	名称 部署	電話番号			
メールアドレス					

次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、必要な添付書類を添付すること。

資格要件該当別	①福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第1号該当 様式第2号(裏) ア～ク 該当 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。 <b>必要な添付書類：・宅地判定士資格要件申告書(様式第2号)</b> <b>・資格要件申告書で添付することとされている書面</b>	
	②福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む。)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。 <b>必要な添付書類：宅地判定士実務経験証明書(様式第3号)</b>	
	③福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む。)で、国又は地方公共団体の職員として宅地開発に関して10年以上の実務経験を有する。 <b>必要な添付書類：宅地判定士実務経験証明書(様式第3号)</b>	
	④福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第4号該当 様式第2号(裏) ケ 該当 ・二級建築士として4年以上の実務経験を有する。 ・土木、建築又は造園に関する一級施工管理の資格を有する。 ・二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する。 <b>必要な添付書類：・宅地判定士資格要件申告書(様式第2号)</b> <b>・資格要件申告書で添付することとされている書面</b>	

※記入不要

※登録番号	※有効期限

## 記 入 上 の 注 意

- 1 この申請書は、宅地判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 この申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますのでご注意ください。
- 4 各欄の記入手順  
この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。
  - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。  
「生年月日」欄には、西暦で記入してください。  
  
「住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。携帯電話可。
  - (2) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名、住所を記入してください。  
「電話番号」欄には、「住所」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
  - (3) 「メールアドレス」欄には、連絡が最も確実に取れるものを記入してください。
  - (4) 「資格要件該当別」欄には、「講習会申込書」の「宅地判定士資格要件」欄と同じ該当区分に○を付けてください。  
なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので、注意してください。第2条第1項第1号（①の欄）に○をつけた場合には、「資格要件申告書」とその中で添付することとされている書面を、第2条第1項第2号（②の欄）に○をつけた場合には、「実務経験証明書」を、第2条第1項第3号（③の欄）に○をつけた場合には、「実務経験証明書」を、第2条第1項第4号（④の欄）に○をつけた場合には、「資格要件申告書」とその中で添付することとされている書面を添付することになります。

## 被災宅地危険度判定士資格要件申告書

わたくしは、福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第1号又は第4号に定める資格要件に下記のとおり該当することを、必要書類を添え申告します。

記

**該当する資格要件**（裏面の該当する要件の記号を一つだけ記入してください。）

年 月 日

福岡県知事 殿

申告者氏名（自署） \_\_\_\_\_

<記入上の注意>

- この申告書は、「宅地判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第2条第1項第1号に該当すると記入された方（①の欄に○をつけた方）又は第2条第1項第4号に該当すると記入された方（④の欄に○をつけた方）のみ提出してください。  
②又は③の欄に○をつけた方は提出する必要はありません。
- 各欄の記入手順
  - あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。  
なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけを選択し、記入してください。
  - 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に、必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので注意してください。
  - 資格要件「ア」から「オ」に該当する方  
「在学の期間を証明する書類」又は「卒業証明書」は、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等のコピーでは受付できません。  
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科・課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書（又はこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることがあります（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。）。
  - 資格要件「キ」に該当する方  
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。
  - 「実務経験証明書（様式第3号）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。
  - 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、押印は必要ありません。



該当する資格要件

該当するいずれか1つの記号を表面口に記入し、必要な書類を添付する。

ア	<p><b>大学院等在学経験者</b>：宅造令第22条第5号(宅造告示第1号)、都計規則第19条第1号チ(都計告示38)該当                  大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者                  必要な添付書類 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加)                  実務経験証明書(様式第3号)</p>
イ	<p><b>大学卒業生</b>：宅造令第22条第1号、都計規則第19条第1項第1号イ該当                  大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者                  必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)</p>
ウ	<p><b>3年課程の短期大学卒業生</b>：宅造令第22条第2号、都計規則第19条第1項第1号ロ該当                  短大で、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く。)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く。)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者                  必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)</p>
エ	<p><b>短期大学、高等専門学校卒業生</b>：宅造令第22条第3号、都計規則第19条第1項第1号ハ該当                  前項以外の短大、高等専門学校又は旧専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者                  必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)</p>
オ	<p><b>高等学校卒業生</b>：宅造令第22条第4号、都計規則第19条第1項第1号ニ該当                  高等学校、中等教育学校又は旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者                  必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)</p>
カ	<p><b>認定講習会修了者</b>：宅造令第22条第5号(宅造告示第4号)、都計規則第19条第1項第1号ト該当                  土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者又は宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習又は指定する講習を修了した者                  必要な添付書類 認定講習会修了証の写し、実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p><b>指定の国家資格を有する者</b></p>	
キ	<p><b>技術士</b>：宅造令第22条第5号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当                  技術士法(昭和32年法律第124号)における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有するもの                  必要な添付書類 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書                  実務経験証明書(様式第3号。技術部門を建設部門とする場合は不要。)</p>
ク	<p><b>一級建築士</b>：宅造令第22条第5号(宅造告示第3号)該当                  建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者                  必要な添付書類 一級建築士登録証の写し</p>
<p><b>その他の資格を有する者</b></p>	
ケ	<p>・建築士法による<b>二級建築士</b>として4年以上の実務経験を有する者                  必要な添付書類 二級建築士登録証の写し、実務経験証明書(様式第3号)                  ・建設業法(昭和24年法律第100号)による土木、建築又は造園に関する<b>一級施工管理</b>の資格を有する者                  必要な添付書類 一級施工管理技士(技術検定合格証明書)の写し                  ・建設業法による土木、建築又は造園に関する<b>二級施工管理</b>の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者                  必要な添付書類 二級施工管理技士(技術検定合格証明書)の写し、実務経験証明書(様式第3号)</p>

注) この面で「宅造令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。「大学」、「短大」、「高等専門学校」、「高等学校」及び「中等教育学校」とは学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校及び中等教育学校をいう。「旧大学」とは、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学をいう。「旧中等学校」とは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校をいう。「旧専門学校」とは、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校をいう。

## 被災宅地危険度判定士実務経験証明書

下記の者は、  
土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して、  
宅地開発に係る技術に関して、  
二級建築士として、  
土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士として、

下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

年 月 日

福岡県知事 殿

証明者職名

氏名

印

記

記入上の注意

被証明者 氏名	生年 月日	年 月 日	証明 期間	年 月から 年 月まで
職名	主な経験の内容		期間	
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
合 計			年	か月

- 1 「被災宅地危険度判定士認定登録申請書」又は「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を受けて、提出してください。

この証明書の提出を必要としない方は、資格要件申告書のキ「技術士」で技術部門を建設部門とする方、ク「一級建築士」である方及びケ「土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士」である方です。

- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。

### 3 各欄の記入手順

- (1) 証明文章中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」、「宅地開発に関する技術」、「二級建築士」又は「土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士」のいずれかあなたが該当するものを一つだけ残し、他は二重線で消してください（第2条第1項第1号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を、第2号又は第3号に該当する方は「宅地開発に係る業務」を、第4号に該当する方は「二級建築士」又は「土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士」を残してください。).

- (2) 証明年月日は、証明者が証明を行った日を記入してください。

- (3) 「証明者」となれるのは、あなたが「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」又は「××部長」の証明が必要となります（当然ながら「部長」より上位の管理者でも構いません。).

なお、証明者自筆の署名がある場合には、押印の必要はなく、また、使用されている印が証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。

- (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。

- (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。

なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月1日でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係技術吏員」等）記入してください。

- (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間にあなたが行った具体的な業務の名称を記入してください。

- (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。

なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月1日でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入してください。

## 福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県被災宅地危険度判定実施要綱第2条第5号に規定する宅地判定士及び同条第6号に規定する危険度判定業務調整員の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請の手続)

第2条 県内に居住又は勤務する次の各号のいずれかに該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとするものは、第10条第1項に規定する講習会を修了した上で、氏名、住所、生年月日、勤務先の名称、住所、電話番号及びメールアドレス並びに該当する資格要件を記載した申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第22条各号又は都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1項第1号イからチまでに該当する者
  - (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
  - (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者
  - (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者又は建設業法(昭和24年法律第100号)による土木、建築若しくは造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。
- (1) 第10条第1項第1号の講習会を受講した者にあつては、同条第2項の受講修了証の写し
  - (2) 前条第1項第1号又は第4号に該当する者にあつては、宅地判定士資格要件申告書(様式第2号)及び資格要件を証明する書類
  - (3) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者にあつては、宅地判定士実務経験証明書(様式第3号)
  - (4) 申請書の写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真)
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 第1項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

### (宅地判定士の登録)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、宅地判定士名簿に登載するとともに、申請者に宅地判定士登録証(様式第4号。以下「登録証」という。)を交付し、宅地判定士として適

- 当でないときとは認めるときは、登録することができない旨を申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、本県職員のうち前条第1項各号に該当する者と同等以上の知識及び経験を有していると認めるものを宅地判定士として登録することができる。
  - 3 登録の有効期間は、登録の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録事項の変更)

- 第4条 宅地判定士は、第2条第1項の規定により申請した事項（該当する資格要件を除く。）に変更があったときは、宅地判定士名簿登録変更届（様式第5号）及び登録証を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、宅地判定士名簿の登録事項を変更するとともに、必要に応じ登録事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。
  - 3 宅地判定士は、福岡県以外の都道府県に居住地又は勤務先の所在地があることにより、登録を福岡県以外の都道府県知事に变更しようとするときは、届出書等新たに登録を受けることとなる知事に提出しなければならない。また、宅地判定士が新たに独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の職員となったときは、届出書等を都市再生機構理事長に提出しなければならない。
  - 4 福岡県以外の都道府県知事等から登録を受けた宅地判定士が、登録を福岡県知事に变更しようとするときは、第2条の規定による。この場合、福岡県以外の都道府県等が実施した講習会を第10条第1項に規定する講習会とみなす。
  - 5 知事は、前項の規定により申請書を受理し、第3条の規定により宅地判定士名簿に登録したときは、変更前の登録を行っていた都道府県知事等に通知するものとする。
  - 6 知事は、宅地判定士に第3項に該当する変更が生じ、福岡県以外の都道府県知事等から前項と同様の通知を受けたときは、登録を抹消するものとする。
  - 7 第1項の規定による届出は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

(登録の更新)

- 第5条 登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として福岡県被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。
- 2 前項の規定により登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間の終了する日までに、知事に宅地判定士登録更新申請書（様式第6号）及び現に有効な登録証を提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに登録を行うとともに、新たな登録証を交付するものとする。
  - 4 前項の規定による更新後の登録の有効期間については、第3条第3項の規定を準用する。
  - 5 第2項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

(登録証の再交付)

第6条 宅地判定士は、登録証を紛失したときは、宅地判定士登録証再交付申請書（様式第7号）により知事に再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに再交付された登録証を知事に返還しなければならない。

4 第1項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

（登録の辞退）

第7条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、宅地判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録を抹消するものとする。

3 第1項の規定による届出は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

（登録の取消し）

第8条 知事は、宅地判定士に宅地判定士としてふさわしくない言動があったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに登録証を知事に返還しなければならない。

（危険度判定業務調整員の登録）

第9条 知事は、宅地判定士である者のうち適当と認めるものを危険度判定業務調整員として登録することができる。

2 前項の登録は、宅地判定士名簿に危険度判定業務調整員である旨及びその認定年月日を記載することにより行うものとする。

（講習会）

第10条 宅地判定士の登録を受けようとする者が受講しなければならない講習会は、次に掲げるいずれかの講習会とする。

(1) 知事が危険度判定に必要な知識及び技能向上のために開催する講習会

(2) 被災宅地危険度判定連絡協議会が開催する講習会

2 知事は、前項第1号の講習会の受講を修了した者に対し、受講修了証（様式第9号）を発行する。

（宅地判定士名簿）

第11条 知事は、第3条第1項、第4条第2項、第5条第3項、第7条第2項、第8条第1項及び第9条第2項に規定する宅地判定士名簿に関する手続を行ったときは、速やかにその内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

## 福岡県被災宅地危険度判定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために、被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するため、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 宅地判定士 危険度判定を実施する者として、福岡県宅地判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）第3条の規定に基づき知事が登録し、宅地判定士名簿に登録した者をいう。
- (6) 危険度判定業務調整員 登録要綱第9条の規定に基づき知事が登録した者をいう。

### (県の事前準備)

第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。

- 2 県は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
- 3 県は、登録要綱に基づき宅地判定士及び危険度判定業務調整員の登録及びその更新に関する事務を行う。
- 4 県は、国、他の都道府県、関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 5 県は、危険度判定を住民に周知させるため、必要な措置を講ずる。

### (市町村の事前準備)

第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県との協議及び調整に努める。

- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
- 3 市町村は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講ずる。

### (宅地判定士の事前準備)



第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等が発生したときは、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2 市町村長は、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長から前項の要請を受けたときは、宅地判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずる。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講ずる。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を軽減し又は防止するため、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の必要な措置を講ずる。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定めた手引による。

(他の都道府県知事等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から第6条第3項の規定に基づく要請を受けた場合において、被災の規模等により必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に危険度判定の実施のための支援を要請することができる。

(資機材の調達及び備蓄)

第9条 県、市町村、関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県等に対する支援)

第10条 知事は、他の都道府県知事等から危険度判定の実施のための支援要請があったときは、宅地判定士の派遣等の支援措置を講ずる。

(宅地判定士名簿)

第11条 知事は、宅地判定士名簿を調製し、保管する。

(危険度判定業務調整員)

第12条 危険度判定業務調整員は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の結果の集計、危険度判定実施本部長への報告等を行う。

(福岡県連絡協議会)

第13条 県及び市町村は、広域的な災害に対し、この要綱を円滑に運用し、相互の連絡調整の体制整備を図るため、福岡県連絡協議会を設置するものとする。

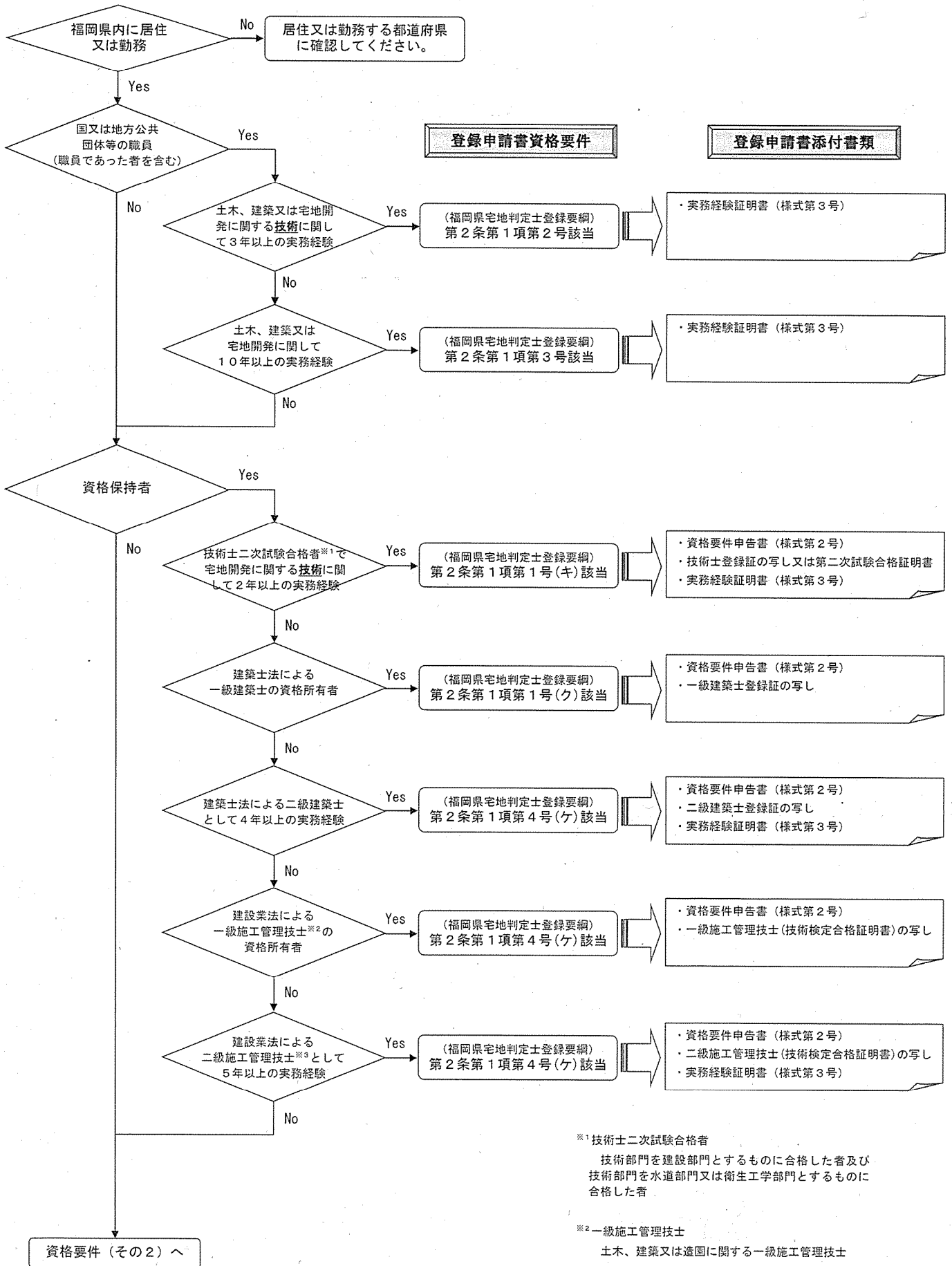
(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月3日から施行する。

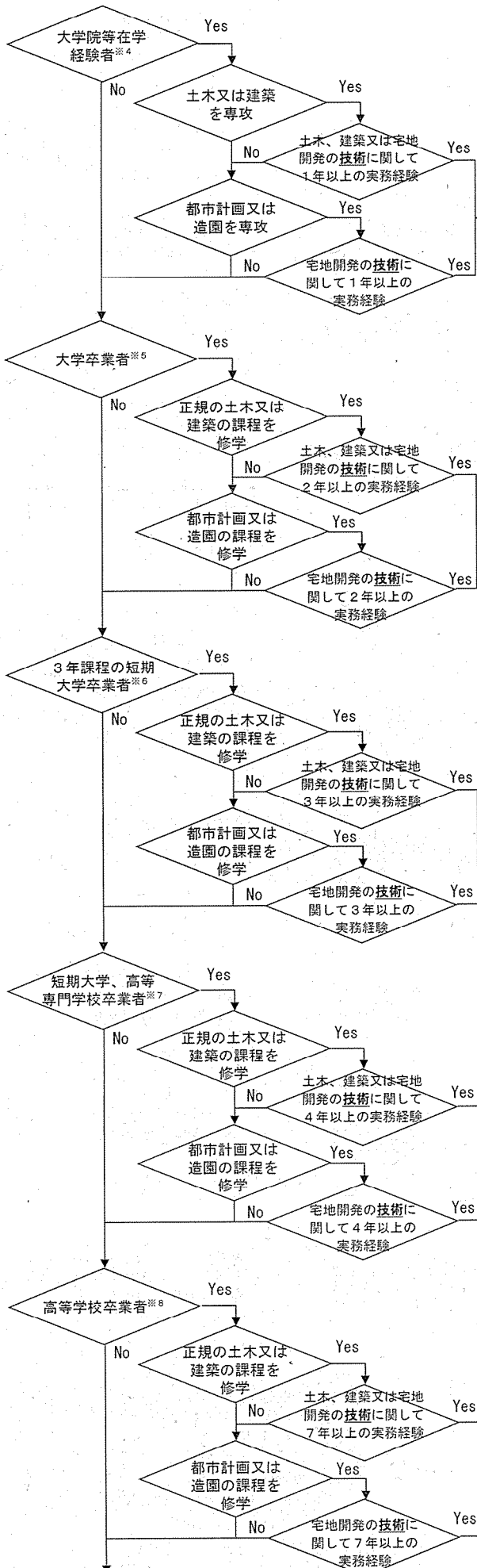
福岡県被災宅地危険度判定士資格要件(その1)



福岡県被災宅地危険度判定士資格要件(その2)

登録申請書資格要件

登録申請書添付書類



※4 大学院等在学経験者

大学(短大を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院もしくは研究科に1年以上在学

(福岡県宅地判定士登録要綱) 第2条第1項第1号(ア)該当

- ・資格要件申告書(様式第2号)
- ・在学期間証明書(必要な場合履修科目証明書)
- ・実務経験証明書(様式第3号)

※5 大学卒業生

大学(短大を除く)又は旧大学で規定の課程を修めて卒業

(福岡県宅地判定士登録要綱) 第2条第1項第1号(イ)該当

- ・資格要件申告書(様式第2号)
- ・卒業証明書(必要な場合履修科目証明書)
- ・実務経験証明書(様式第3号)

※6 3年課程の短期大学卒業生

短大で規定の学科に関する修業年限3年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業

(福岡県宅地判定士登録要綱) 第2条第1項第1号(ウ)該当

- ・資格要件申告書(様式第2号)
- ・卒業証明書(必要な場合履修科目証明書)
- ・実務経験証明書(様式第3号)

※7 短期大学、高等専門学校卒業生

前項以外の短大、高等専門学校又は旧専門学校で規定の課程を修めて卒業

(福岡県宅地判定士登録要綱) 第2条第1項第1号(エ)該当

- ・資格要件申告書(様式第2号)
- ・卒業証明書(必要な場合履修科目証明書)
- ・実務経験証明書(様式第3号)

※8 高等学校卒業生

高等学校、中等教育学校又は旧中等学校で規定の課程を修めて卒業

(福岡県宅地判定士登録要綱) 第2条第1項第1号(オ)該当

- ・資格要件申告書(様式第2号)
- ・卒業証明書(必要な場合履修科目証明書)
- ・実務経験証明書(様式第3号)

資格要件(その3)へ

### 福岡県被災宅地危険度判定士資格要件(その3)

